

事業者への助成

トライアル雇用助成金

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用する事業主に助成することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

一般トライアルコース

■1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)

対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合
月額最大5万円(最長3か月間)

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者(※)を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用する事業主に対して助成

(※)次の①～⑤のいずれかに該当する者 ①2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者 ②離職している期間が1年を超えている者 ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの ④55歳未満で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者 ⑤就職支援にあたって特別の配慮を要する以下の者：生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者

若年・女性建設労働者トライアルコース

■1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)

※新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの場合1人あたり月額最大2.5万円(最長3か月間)

若年者(35歳未満)または女性を建設技能労働者等として一定期間試用雇用し、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース、障害者トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースまたは新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース)の支給を受けた中小建設事業主に対して助成

出典・引用資料/令和4年度 雇用・労働分野の助成金のご案内(簡略版) 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、(独)労働者健康安全機構、(独)勤労者退職金共済機構 ※「雇用関係助成金」については、都道府県労働局、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構にお問合せください。

通年雇用助成金

北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成

【事業所内就業、事業所外就業※】支払った賃金の2/3(第1回目)(上限額:71万円)、支払った賃金の1/2(第2～3回目)(上限額:54万円)

【休業】休業手当と賃金の1/2(第1回目)、1/3(第2回目)(上限額:71万円または54万円) 【業務転換】支払った賃金の1/3(上限額:71万円)

【職業訓練】支給対象経費の1/2(季節的業務)(上限額:対象労働者1人あたり3万円)、支給対象経費の2/3(季節的業務以外)(上限額:対象労働者1人あたり4万円) 【新分野進出】支給対象経費の1/10(上限額:500万円)

【季節トライアル雇用】支払った賃金の1/2(減額あり)(上限額:71万円)

※対象期間に季節労働者を指定地域外に就労させ、その移動に要する経費を事業者が負担した場合には交通費等の経費(往復)に対し助成(移動距離に応じて上限あり)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者等を正規雇用労働者(※)に転換または直接雇用した事業主に対して助成

(※)正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含む。

- 正社員化コース**
- ①【有期→正規】1人あたり57万円(72万円)
(中小企業以外42.75万円(54万円))
 - ②【無期→正規】1人あたり28.5万円(36万円)
(中小企業以外21.375万円(27万円))

- ※派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合
1人あたり28.5万円(36万円)(中小企業以外も同額)加算
- ※支給対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合
1人あたり①9.5万円(12万円)(中小企業以外も同額)加算
②4.75万円(6万円)(中小企業以外も同額)加算
- ※人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換等した場合
1人あたり①9.5万円(12万円)(中小企業以外も同額)加算
②4.75万円(6万円)(中小企業以外も同額)加算
- ※勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し、転換等した場合
1事業所あたり9.5万円(12万円)(中小企業以外7.125万円(9万円))加算

季節労働者への助成

常用就職支度手当をご存知ですか?

季節雇用で就労していた方が、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介により通年雇用された場合に、常用就職支度手当が支給されます。

- 受給要件**
- ①待機が経過した後に就職したものであること。
 - ②給付制限を受けた場合は、給付制限期間が経過した後に就職したものであること。
 - ③受給期限までに就職したものであること。
(特例一時金の支給を受けた後に就職することとなった場合を含みます。)
 - ④1年以上引き続いて雇用されることが確実と認められる安定した職業に就いたものであること。
 - ⑤離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
 - ⑥就職日前3年以内の就職について、再就職手当(早期再就職支援金)または常用就職支度手当の支給を受けていないこと。
 - ⑦原則として、雇用保険の被保険者となること。
 - ⑧支給申請書を提出した後、ハローワークが常用就職支度手当の支給に関する調査を行う際に、再就職先の事業所を離職していないこと。

常用就職支度手当の額は、基本手当日額の36日分に相当する額です。常用就職支度手当の支給を受けようとする場合には、就職日の翌日から1か月以内に常用就職支度手当支給申請書に特例受給資格者証を添えてハローワークに提出してください。

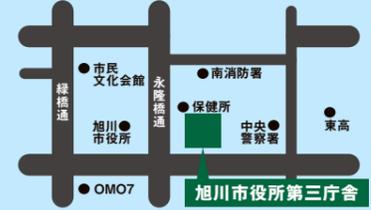
*次の地域に所在する事業所の事業主に雇用される場合に限りです。北海道・青森県・秋田県の全市町村、岩手県、宮城県・山形県・福島県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県の一部市町村

雇用関係助成金・常用就職支度手当についての 申請・問合せ先 ハローワーク旭川 旭川市春光町10-58 TEL 0166-51-0176

上川中部季節労働者 通年雇用促進協議会 構成	●旭川市	●上川町	●旭川商工会議所	●愛別商工会	●連合北海道上川地域協議会
	●鷹栖町	●東川町	●あさひかわ商工会	●上川町商工会	●北海道季節労働組合上川地区本部
	●比布町	●東神楽町	●鷹栖町商工会	●東川町商工会	●旭川労働組合総連合
	●当麻町	●美瑛町	●比布商工会	●東神楽町商工会	●全日本建設交通一般労働組合
	●愛別町	●北海道上川総合振興局	●当麻町商工会	●美瑛町商工会	旭川支部

ご連絡お問合せ 上川中部季節労働者通年雇用促進協議会

〒070-0036 旭川市6条通10丁目
旭川市役所第三庁舎 3階 経済部経済総務課内 [8:45~17:15(土・日・祝除く)]
TEL 0166-26-3601 FAX 0166-26-7093
HPアドレス <https://www.kamikawa-tsunen.jp> 上川 通年雇用 検索



保存版
令和4年度

季節労働者 通年雇用促進支援事業

季節労働者の通年雇用化を目的とする厚生労働省の委託事業

旭川市・鷹栖町・比布町・当麻町・愛別町・上川町・東川町・東神楽町・美瑛町



新しい事業・スキルに
チャレンジ!!

安定した通年雇用を
目指しませんか?

事業者と季節労働者の
皆さんを応援します。

北海道は、積雪寒冷で厳しい気候条件のため、冬期間の企業活動に大きな制約を受ける事から、季節的な業務に従事する季節労働者が約41,000人います。そのうち上川中部地域には、建設業を中心に観光施設やゴルフ場などのサービス業を含め、依然として約3,100人も多くの方々々が季節労働に従事しており、季節労働者の通年雇用化の促進は、地域の重要な課題です。このため、旭川市、鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町、東川町、東神楽町、及び美瑛町の自治体や労働団体、経済団体が一体となって、季節労働者の通年雇用化に取り組んでいます。

上川中部季節労働者通年雇用促進協議会

季節労働者を雇用されている事業主の皆さんへの支援

新分野進出支援事業

季節労働者の通年雇用を促進するには、雇用の拡大につながる事業創出や新分野進出をするなど企業による新規事業への取り組みを支援する必要があります。今年度は、様々な分野で導入が進む産業用ドローンの活用を検討する事業所を対象に活用事例や導入方法、法規制等を紹介するセミナーや操作体験ができる講習会を開催し、また、参加企業間の情報交換等の交流を図ります。

ドローン講習会

*いずれも詳細が決まり次第新聞広告等でお知らせします。

初心者講習

ドローン活用セミナー&フライト体験がひとつになった初心者講習です。(本年度は2回の開催を予定しています)

開催時期 第1回:令和4年11月(予定) 第2回:令和4年12月(予定)

実施場所 旭川市内会場

受講無料

安全基礎講習

一般ドローンの基礎知識から、メンテナンス、航空法、電波法、実際の飛行計画までの充実の座学講座

開催時期 令和5年3月(予定) **実施場所** 旭川市内会場



経営改善等企業支援事業

企業の経営強化、基盤確立を図り環境を整える事を目的として、経営改善や新分野への進出を考えている事業主を対象として、経営改善や人材育成に関するセミナーを開催します。(本年度は2回の開催を予定しています)

セミナー開催

*いずれも詳細が決まり次第新聞広告等でお知らせします。

受講無料

経営改善支援セミナーまたは人材育成支援セミナー

開催時期 第1回:令和4年10月(予定) 第2回:令和5年2月(予定)

令和3年度はZoomによるオンライン配信にて実施、リモートなのでとても参加しやすく便利だった、との声を多くいただきました。

セミナー参加者の声

- リモート受講なので会場に出向かずに済み、参加しやすかった。
- 内容が深くとてもよかったです。●ライブ配信だけでなく録画版も検討してほしい。
- テーマについて「深堀り」されており、今後の事業展開を考える良い勉強ができました。
- とてもためになる講義だった。またセミナーに参加したい。

令和3年度に実施した企業支援セミナー

令和3年度企業支援セミナー

ウイズコロナ時代における中小企業の事業承継

北海道事業承継・引継ぎ支援センター 承継コーディネーター 中小企業診断士・M&Aシニアエキスパート **新宮 隆太氏**

季節労働者企業説明会実施事業

通年雇用を目指している季節労働者と通年雇用が可能な求人とのマッチングの場を提供するため、季節労働者の通年雇用に前向きな企業を集め企業説明会を開催します。*いずれも詳細が決まり次第新聞広告等でお知らせします。

- 参加業種** 建設・土木業 | 旅客・運輸業 | 警備・管理業 | 製造業 | 他
- 開催時期** 令和5年3月(予定) **開催場所** 旭川市内会場



事業主の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

季節労働者を雇用していない一般業種の事業主の皆さんに、季節労働者の通年雇用に関して、ご理解とご協力をお願いします。

季節労働者向け求人の募集

季節労働者が一年を通して働ける職場を求めています。協議会の雇用促進支援員が各事業所を訪問し、求人のお願いや事業主への各種助成制度(通年雇用奨励金など)の説明を行います。また、協議会に登録している季節労働者に求人情報を提供することができます。

(ハローワークに求人票登録必要)

*通年で雇用を検討いただける事業主の方は協議会までご連絡をお願いいたします。

職場見学・体験実習事業の受入企業の募集

職場見学・体験実習は、求職者にとっては実際にその仕事に継続して従事することが可能かどうかを確認することができ、一方、求人を行う事業主にとっては、求める人材かどうか判断する機会を持つという効果が期待できます。受け入れ可能な事業所には、協議会の職場体験実習支援員が訪問し詳細を調整させていただきます。

*令和4年6月から令和5年2月頃の間で募集を予定しております。

通年雇用を目指す季節労働者の皆さんへの支援

まずは協議会への登録を!

各種支援事業・講習を受講するには、協議会への登録が必要です。今年度は9月頃より、資格取得のための技能講習をはじめ、各種事業のご案内を開始する予定です。
*いずれも詳細が決まり次第フリーペーパー等でお知らせします。



技能講習・資格取得の支援

通年雇用チャレンジ促進事業

通年雇用化へつなげるため、各種技能講習を無料で受講することができます。(修了証の写真代等の事務経費は除く)

開催時期 令和4年10月~令和5年3月(予定)

技能講習実施科目

- ① フォークリフト(普通・大型免許所有者)4日間……20人
- ② フォークリフト(大型特殊免許所有者)2日間……20人
- ③ 小型移動式クレーン……30人
- ④ 玉掛け……30人
- ⑤ 高所作業車……20人
- ⑥ 車両系建設機械(整地等)(大型特殊免許所有者)……25人
- ⑦ 車両系建設機械(解体用)(車両系(整地等)技能講習修了者)……20人
- ⑧ 不整地運搬車(大型特殊免許所有者/車両系(整地等)または(解体用)技能講習修了者)……20人
- ⑨ ガス溶接……10人
- ⑩ 足場の組立て等作業主任者(作業経験・事業主証明必要)……5人
- ⑪ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者(作業経験・事業主証明必要)……5人

介護職員初任者研修実施事業

介護の入門資格として人気のある講座です。高齢者との接し方や介護の技術・福祉の知識を学び、介護施設や介護が必要な仕事への就職・転職に活かれます。修了後は、実務者研修、介護福祉士とステップアップすることも可能です。

開催時期 昼間コース:令和4年12月~令和5年3月中旬(予定)

人数 合計5名(昼間3コース設定予定)
*各コースともに15日間で修了予定です。

危険物取扱者(乙種第4類)研修実施事業

灯油やガソリン、重油などの取扱いに必要な危険物取扱者の資格取得のための5日間の受験準備講習を実施します。試験直前の実力アップにこの講習会を利用して資格取得を目指してください。(資格試験の受験料は自己負担となります)

開催時期 令和5年1月下旬(予定)

人数 合計10名

季節労働者資格取得促進事業

検定試験合格(資格取得)した季節労働者の方に経費(入学金・受講料)の5割の助成金を支給します。

5割助成 上限166,667円 約20名程度

※要受講前連絡

中型一種・二種 / 大型一種・二種 / 大型特殊 / けん引 / 普通二種等 / 土木施工管理技士 / 建築施工管理技士(予算に達し次第終了)

その他の支援

特別教育ステップアップ事業

通年雇用化へつなげるため、特別教育(安全衛生教育は含まない)を無料で受講することができます。(修了証の写真代等の費用は自己負担となります。)

開催時期 令和4年10月~令和5年3月(予定)

- ①足場の組立て等作業従事者……5人
- ②フルハーネス型墜落制止器具使用従事者……5人

職場体験実習事業

季節労働者が今までと異なる通年雇用の職種・事業所への転職を促進するために、実際に職場体験(見学・就業等)していただくことを目的に、各企業のご理解・ご協力を得て実施します。異業種の仕事を体験するチャンスです。

開催時期 令和4年6月~令和5年3月

開催場所 旭川市他8町の協力企業における職場体験です。

NEW

CAD技能育成事業

初心者にも扱いやすいフリーソフトのAR_CADを用いて学ぶCADの入門講座です。設計やデザインの第一歩を踏み出しましょう。

開催時期 令和5年1月下旬(予定)

開催場所 旭川市工業技術センター **人数** 3名

季節労働者企業説明会実施事業

季節労働から通年雇用の職場で働くことを目指し、通年雇用での採用を前提とした事業所の企業説明会を開催します。

開催時期 令和5年3月(予定)

開催場所 旭川市内会場